第3回行政改革推進委員会 会議要約

- 日 時 平成24年10月2日(火) 午後1時58分~午後3時50分
- 会場 村上市役所 5階 第5会議室
- 出席者 行政改革推進委員会委員 9名(欠席1名) 財政課行政経営係員 2名

(午後1:58 開会)

1 開 会

「【補足資料】行政改革大綱実施計画進捗管理表 行革委員会質問一覧」について事務局が説明。

補足:事前集約させていただいた各委員からの意見で質問・問い合わせ事項がありましたので、それに 対する回答を事務局で取りまとめ、一覧としたものと付属資料を提示させていただきました。後ほ どの議事にてご確認いただき協議していただきたいと考えております。

2 会長挨拶

本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

第3回ということで、平成23年度行政改革大綱実施計画進捗管理表の意見の取りまとめについて皆様から意見を事前に提出していただきました。

それを基に本日協議の上、次回、市に答申したいと考えております。

3 議事

(1) 行政改革大綱前期実施計画 H23 取り組みに対する意見について【資料No.1】

会長

それでは、議事に入ります。

皆様からいただいた意見を基に答申いたしますが、どのような方法で答申するか協議をお願いしたい と思います。

私の考えでは、皆様からいただいた個別項目への意見は全て答申に載せていきたいと考えていますが、 先ほど事務局から「【補足資料】行政改革大綱実施計画進捗管理表行革委員会質問一覧」の提示ありま したので、皆様から提出された質問で事務局が回答しているものは、確認の上、回答済みということで 除く方向でよろしいと思います。

全体を通した意見は、その他全体意見としてまとめていきたいと思います。

その他、計画・実施内容に直接結び付かない意見は、その他全体的意見として記載したいと考えていますがよろしいでしょうか。

委員

よろいしいと考えます。

会長

相反する意見がありますが、それは個々の委員の意見ということで答申に載せたいと思います。

委員

はい。

会長

それでは、答申文に対して協議・ご意見をいただきたいと思います。

全般的には計画どおり行われていると思いますが、「実施していない」・「実施が足りない」部分も多々あります。

定員適正化のように計画以上、計画どおりに行っているが、将来的な人事構成、年齢構成に悪影響を 及ぼさない旨の改善要望意見もあります。

委員

定員適正化計画で特に問題なのは、保育士の不足と思います。

保育園の統廃合・運営については、保育園等施設整備計画検討委員会で検討していると思いますが、 保育園を指定管理ですべて民間に任せていいかと疑問に思います。

委員

現在の保育園の指定管理者制度導入に対する検討にも、この委員会は意見を言うことができるのでしょうか。

委員

実際は、定員管理で将来的に各保育園は指定管理者制度導入しようとして動いているので、保育士の 採用は近年なく、ほぼ臨時職員で賄っている。

これは、将来的に全保育園を指定管理に移行させるということで、保育士の採用がないと考えられ、 意見を言っても遅いような気がします。

委員

そうすると保育園等施設整備計画検討委員会でも指定管理者導入の可否の検討ではなく、指定管理者 制度導入ありきで検討しているのでしょうか。

事務局

大本として村上市行政改革大綱の中で施設見直し計画があり、この計画上での運営方法として、現在 予定されている荒川3園は統合して指定管理者制度導入する。その他村上地区3園についても再編した なかで統廃合をして、指定管理者制度導入を念頭に入れて運営していくと最初の段階で立てています。

委員

そうすると、施設見直し計画による指定管理制度導入ありきで進んでいるということになると思われるが、それに対してこの委員会はどれだけの発言権があるのでしょうか。

会長

施設見直し計画は、前委員会で承認されたものでありますので、この委員会で現在の施設見直し計画 に意見するのは難しいと思います。

保育園等施設整備計画検討委員会では、施設見直し計画を含めて検討しているのでしょうか。

事務局

施設見直し計画という行政の方針としての計画を提示したうえ、保育園等施設整備計画検討委員会に て意見を出していただく形態になります。

会長

そうすると現在の施設見直し計画ありきで進んでいると考えていいのでしょうか。

事務局

そういうことになります。ただ、この施設見直し計画上で、すべての保育園が指定管理者制度導入するとは方向づけてはおりません。例えば朝日地区は5園ありますがそれを指定管理にしていくということまではなっておりません。

委員

そうすると、指定管理者制度導入については保育園等施設整備計画検討委員会では、行政の方針の決まっていない保育園について指定管理者制度の利便性等を踏まえ、方向を検討していっていることになるのでしょうか。

事務局

そのとおりです。

会長

こういう部分に対してどれだけ当委員会が踏み込んでいけるは難しいところがあります。

これは、これからの計画に対してのことですが、現在の行政改革計画は管理部門ばかりです。これを事業部門まで踏み込んでいくとなれば、政策的なものまで踏み込んでしまうことになります。

本来であれば、ここまで踏み込んでやれば行財政改革的にはいいことだと思いますが、当委員会がどこまで踏み込んでいく事が出来るか難しいところでもあります。

委員

当委員会の範囲は、何か中途半端な感じがします。

会長

この意見は後期計画策定時に生かしてもらう以外ないと思います。

会長

それでは、答申の対応について事務局に私が要望させていただいた件について話させていただきます。 前回の委員会でも話がありましたが、「答申してもその後の市の対応・回答がない」感がありました ので、それを踏まえ今回の答申した内容につきまして、委員意見に対する行政としての回答・対応を各 所管課長・担当者等にヒアリングする機会を設けようと考え、事務局に相談しています。

後期計画に対しての諮問の予定もありますので、皆様に行政の内部をよく知っていただく機会にもなると考えています。

時期的には、12月頃を目安として事務局と協議の上、決めたいと思います。 それでは、答申のまとめをどうするか協議をお願いします。

委員

前回のまとめ方はどうしたのでしょうか。

事務局

事務局が、委員会の意見を聞きながら「全体を通しての意見」の中の意見から文書形態にまとめました。個別意見は、そのまま個々の取り組み内容のほうに付記し、案として委員に提示させていただきました。

委員

前回のような形でいいのではないのでしょうか。

委員

職員の特定につながる可能性がありますので1-4-1-2の意見で「私の町内~参加したことがない。」を削除お願いします。

しかし、職員が町内の行事等に出ることは非常にメリットのあることと思います。

出ることによりいろいろな仕事に関する情報、住民の市に対しての誤解を解く機会にもなると思われるがなかなか出てこないのか実情です。

委員

私もそう思います。職員の意識の差が極端だと思います。一生懸命参加する人と意固地のように全く 参加しない人がいます。

ただ、一生懸命参加する人は、土日関係なくやってくれていて素晴らしいことと思います。

委員

すみません。基本的なことをお伺いいたします。今回の答申は、計画全体のことの意見ではなく平成 23年度の実施に対しての評価をするようなものなのでしょうか。

会長

計画に対して平成23年度に行政はこれだけのことを実施しましたという形で進捗管理表を提示してあります。その実施に対する意見を当委員会は求められています。

計画がもう決まっていますのでその計画が「良かった」・「悪かったので改善してほしい」ではなく、 今回はあくまで平成23年度に計画で定められた項目について行政が実施したことに対して意見を言 うことになります。

今後、市から後期計画案の諮問がある予定です。今回皆様からいただいた意見の中に後期計画になるような意見も多くありますので、これは今後策定する後期計画案に活かしてもらいたい旨答申する考えです。

後期計画に対する意見は多々あると思います。先ほども話しましたが、現在の計画の対象は管理部門だけで事業部門が全くない。政策の分野にも踏み込まなければならないので当委員会がどこまでの範囲に意見を言えるか難しい部分が多々ありますが、後期計画案の諮問があったときにいろいろな踏み込んだ意見を出していただきたいと思います。

委員

後期計画になるような意見が多いのは、平成23年度の実施に対する評価ではなく、意見を求められているので平成24年度にこういう風に改善してつないでいただきたいという形の意見になると思います。すべての意見はそういう風になってくると思います。

会長

それでは文面については事務局と会長・会長代行で協議し、後日、案として各委員に事前配布するということでよろしいでしょうか。

委員

昨年の答申を見ますと、今年度にもそのまま当てはまると思います。理由・反省の記述のない点等すべて当てはまるようです。

委員

私も全体を通した意見は昨年の答申確認しながら考えました。そして大事なものを挙げ提出しました。 昨年も職員の意識改革が最初にあり、そうしたところから協働のまちづくり等のことを入れていただければいいのかなと考えました。

会長

その通りと考えます。行政改革は、計画を立てるのが目的ではないし、担当課だけが意識を持つだけでは成功しない。職員全体が行政改革を考えていかなければならないと思います。

計画を策定したなら職員全体がその計画と同じ考えを持っていなければならないと考えます。

委員

話はそれますが、村上市は人事考課をやっていますか。

事務局

はい。人事考課制度は取り入れております。ただ、評価で職員の処遇に反映するような制度ではなく 目標立てをしてそれが実施できたかどうかの目標管理と、職員の適正を見極めて人事配置に活用するよ うな制度として実施しております。

委員

人事考課も大事ですが、市は職員に対しての罰もあり、褒めるような制度がないように見受けられま す。職員のやる気を出すためには、褒めるような制度も必要と考えます。

それに伴い、職員による提案制度を拡大して、いい提案をしたらその褒め、昇給させる等のような制度を活用して市政に対する職員のやる気を出させ、行革に対する意識改革に波及すると思います。

市には、優秀な職員が100人・200人といると思いますので、提案制度と褒める制度をうまく使い、その職員を見つけ出すことができると思います。

そして個々の職員の能力を人事担当部署が見極め、残りの普通の能力の職員、能力の足りない職員に は、その職員を集め、研修強化させる事が必要と思います。

その代り人事担当部署は、非常に大変と思いますが、個々の能力の把握及び職員の能力向上に必要ですので頑張ってもらいたいと思います。

会長

それでは答申のまとめについて確認しますが、

- 皆様からいただいた意見は基本的にすべて答申に記載する。
- 質問的な意見で、本日事務局から回答の提示があったものは除く。
- ・ 計画自体に対する意見・今後についての意見はその他として全体を通した意見に記載し、答申文 に後期計画への意見を加味する旨記載する。
- 個別の今後についての意見は、そのままその他意見として個別項目に記載する。
- ・ 答申文は、全体を通しての意見の中をから職員の意識改革にも重きを置いた文書形態にした案を、 会長と会長代行、事務局で協議する。
- ・ 協議後各委員に事前配布し、その内容でよければ次回委員会で答申する。 以上でよろしいでしょうか。

委員

それでいいと思います。

事務局

それでは、事務局として確認します。今回それぞれ個別意見を出してもらい進捗管理表に付記しますが、進捗管理表に「良好」・「要改善」・「その他」のチェック欄を設けてあります。

その欄については、事務局が個別意見を見て該当項目にチェックし、答申文と併せて各委員に確認していただく形でよろしいでしょうか。

委員

それでいいと思います。

事務局

もう一つ確認します。今回いただいた意見をもって行政に対するヒアリングを実施し、その後意見を 再確認し答申するということではなく、市に答申した後ヒアリングの実施をするということでよろしい のでしょうか。

会長

「答申を出しっぱなし」という行為にならないため、答申を出した後に委員会の意見について行政は どういう考えを持っているのかを直接聴聞したいということです。

そうする事によって委員会意見がどれだけ反映される予定か分かりますし、直接意見交換で行政の考えと民間の考えの違いが分かるいい機会と捉えています。

委員

進捗管理表を見ても職員の改革に対する意識・計画の実行意識の低さが目立ちます。 職員の意識改革を促すうえでも、直接の意見を言う必要はあると思います。

委員

そう思います。前回求めた平成22年度取り組みに対する委員意見についての対応・回答を見ても言い訳ばかりです。実際実行していないことは民間では考えられないと思います。

民間では結果を求められるのに、行政はそれがないのをよく感じます。

計画だけ立てればいいみたいになっているような感じがします。

委員

このヒアリングを機に職員が集団で改革に対して意識を持つような環境に変わっていってもらいたいと思います。

4. その他

<なし>

5. 次回の日程につて

日 時:平成24年10月31日(水) 午後3時30分~

6. 閉会

会長

いろいろなご意見ありがとうございました。 それでは、本日はこれで閉会といたします。 次回委員会で市に対して答申を予定しておりまのでよろしくお願いします。

(午後3:50 閉会)

以上、第3回行政改革推進委員会会議要約の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成24年10月18日

皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。

会 長 高橋 武志 印